

制度概要

管理不全な空き家の発生を抑制すると共に、空き家を良質な住宅として市場に流通させることで良好な住環境の確保を図ることを目的とし、空き家を管理していただける事業者を募集・登録し、空き家所有者等へ紹介する制度です。登録には有効期限があり、継続する場合は2年ごとに更新の手続きが必要です。

登録を決定した空き家管理事業者を「空き家管理事業者登録名簿」に登録し、市のホームページに掲載したり、相談があった空き家所有者等へご紹介します。なお、登録名簿を用いて、特定の事業者の斡旋や紹介は行いません。

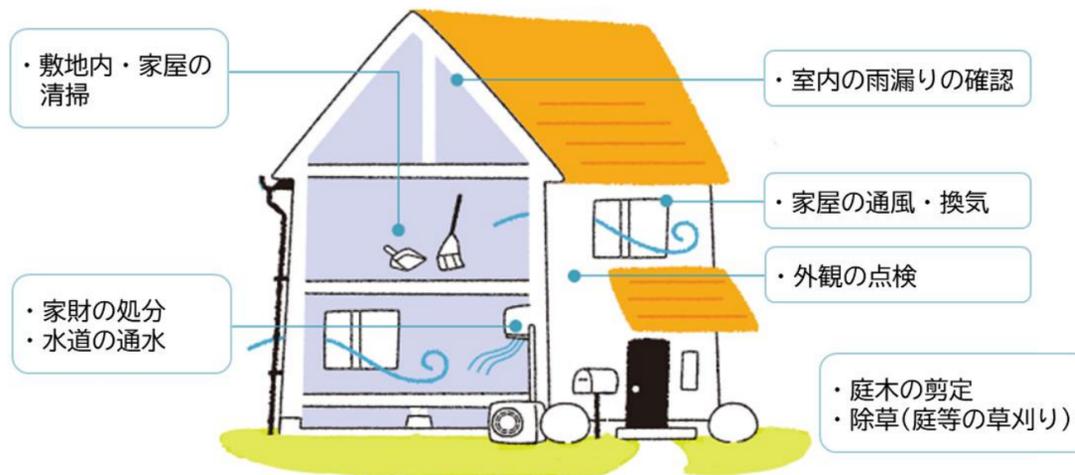
また、空き家管理業務の契約内容(金額や業務内容等)については、市は一切関与せず、空き家管理事業者と空き家所有者等の両者で決定し実施していただきます。



主な管理業務

熊本市空き家管理事業者紹介制度で予定している主な管理業務は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|------------|
| ①外観の点検 | ②家屋の通風 |
| ③水道の通水 | ④敷地内・家屋の清掃 |
| ⑤雨漏りの確認 | ⑥庭木の剪定 |
| ⑦除草(庭等の草刈り) | ⑧家財の処分 |



本制度を利用できる事業者

次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ▶ 暴力団、暴力団員、及び暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- ▶ 市税を滞納していないこと。
- ▶ 自らが行う空き家管理業務について、パンフレット、ホームページまたはSNS等により広報を行うことができること。
- ▶ 空き家の管理業務の報告を所有者等へ行うことができること。
- ▶ 熊本市における空き家の管理業務の年間契約件数等の報告を市長に行うことができること。
- ▶ 空き家の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者(家財の処分のみを行う事業者を除く)にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法第3条の規定による許可を受けていること。
(ただし、古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者と一般廃棄物となる家財の収集及び運搬について委託契約を締結している者)



事業者

市

登録

登録申請

- 熊本市空き家管理事業者登録申請書(様式第1号)
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)

❖ 管理業務と併せて家財の処分も行う場合、以下のいずれかが必要

- 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- 古物商許可証の写し及び、一般廃棄物収集運搬業許可を受けた業者との委託契約書の写し

事業者から提出

受付

審査

市から通知

熊本市空き家管理事業者決定(申請却下)通知

空き家管理事業者名簿を市HP等で公表

登録の変更

登録内容の変更申請

- 熊本市空き家管理事業者登録事項変更申請書(様式第6号)

※ 登録内容に変更がある場合は速やかに提出すること。

事業者から提出

受付

審査

市から通知

熊本市空き家管理事業者変更決定通知

登録の更新

登録の更新申請

- 熊本市空き家管理事業者登録更新申請書(様式第8号)
- 誓約書兼同意書(様式第9号)
- 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)

※ 有効期間(登録決定日から2年後の日が属する年度の末日まで)が満了する日までの1か月間に提出すること。

事業者から提出

受付

審査

市から通知

熊本市空き家管理事業者更新決定通知

登録の抹消

登録の抹消申請

- 熊本市空き家管理事業者登録抹消申請書(様式第11号)

事業者から提出

受付

審査

市から通知

熊本市空き家管理事業者登録抹消通知

空き家管理事業者名簿を市HP等で公表

次のいずれかに該当する場合

- ・誓約事項に違反したとき
- ・登録内容に虚偽があったとき
- ・その他市長が適当ではないと認めた場合

市から通知

熊本市空き家管理事業者登録抹消通知

空き家管理事業者名簿を市HP等で公表